

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業理念を、『私達は、「摩擦と振動、その制御と解析」により、ひとつひとつのいのちを守り、育み、支え続けていきます。』と定めています。

この企業理念の下、経営方針である「お客様第一」、「技術の再構築」、「グローバルネットワークの確立」に基づき、モノづくりを通じた新たな価値の創出と、企業価値・株主価値のさらなる向上を目指すと共に、重要保安部品メーカーとして、お客様、株主様、お取引先様、社員、地域社会を含むすべてのステークホルダーと、健全で良好な関係を維持・促進し、持続可能な成長、発展を遂げていくことが重要だと考えています。

当社では、これらのビジョンの実現を目指す上で、コーポレート・ガバナンスの強化を最重要課題の一つと認識しており、監査役会設置会社がふさわしい形態と判断し、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」その他の社内規定に従い、重要事項を決定すると共に、職務執行を監督しますが、取締役6名のうち3名を様々な経験・スキルを有する社外取締役にすることで経営の監視機能を強化しています。監査役会は、「監査役会規則」等に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しますが、監査役5名のうち3名を社外監査役にすることで、より独立した立場からの監査体制を確保し、経営に対する監督機能の強化を図っています。

また、当社では、株主を含む投資家との建設的かつ継続的な対話を通して、その指摘に耳を傾け経営に反映することが重要と考えており、双方向のコミュニケーションを一層推進していく所存です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画に対する監督】

最高経営責任者等の後継候補の選定・育成計画につきましては、独立社外取締役を含めた役員指名諮問委員会にて議論してまいりました。この議論の結果を受けて、取締役会にて審議します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、持続的な企業価値向上とグローバル規模での競争に勝ち抜くための事業機会の創出や取引・協働関係の構築・維持・強化を図ることを目的として、他社の株式を取得・保有する場合があります。これらの政策保有株式の取得・保有に当たっては、当該企業の株式の取得・保有によって得られる当社の経済価値などをふまえ、中長期的な観点から検討し、判断していく方針です。

なお、当該株式の議決権行使に当たっては、短期的な株主利益を追求するのではなく、中長期的な視野に立った株主利益や、当該投資先企業の企業価値の向上に資するかどうかなど総合的な観点から検討し、適切に議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社取締役との取引につきましては、会社法等に基づき、取締役会の決議を得なければ利益相反取引を行ってはならないこととしています。また、主要株主等との取引につきましては、当社の社内規定に基づき、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白である場合を除き、取締役会での承認を得ることとしています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の企業理念(「曙の理念」)につきましては、本報告書の「I-1. 基本的な考え方」及び当社ウェブサイト(<http://www.akebono-brake.com/corporate/philosophy/index.html>)をご参照ください。

戦略を含む中期経営計画につきましては、当社ウェブサイトの「中期経営計画」(http://www.akebono-brake.com/ir/management/keiei_senryaku.html)をご参照ください。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、本報告書の「I-1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役及び執行役員の報酬決定の方針と手続につきましては、本報告書の「II-2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

(iv) 経営陣幹部選任と取締役・監査役候補の指名の方針と手続

当社は、社外取締役候補・社外監査役候補の指名に当たっては、独立性を重視するとともに、高い倫理観、専門知識や見識、経験等を持った人物を選任しています。

取締役候補・監査役候補の指名と執行役員の選任に当たっては、当社取締役・監査役、経営陣幹部としての高い倫理観に加え、適格かつ迅速な意思決定やリスク管理能力、専門分野での知見や見識等を持った人物を選任しています。

なお、社外を含めた取締役・監査役及び執行役員の候補の指名に当たっては、独立社外取締役を含めた役員指名諮問委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しています。

(v) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の説明

社内外取締役及び社内外監査役につきましては、個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」や当社ウェブサイトの「コーポレート・ガバナンス」(<http://www.akebono-brake.com/ir/governance/index.html>)に記載することとしています。また執行役員の選任理由につきましても当社ウェブサイトに記載しています。

【補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会においては、事業計画等の経営に関する重要事項及び法令・定款により取締役会が決定すべきこととされている事項について決議することとし、その基準は社内規定において明確にしています。その他の経営事項につきましては、取締役会にて制定した決裁権限に関する社内規定に基づき、執行役員や部門長において決裁することができることとしています。なお、取締役会の前に経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での審議・決議を行う事前審議制を採用しています。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役会の監督機能(モニタリング)の強化とともに、当社の中長期的な企業価値向上に資する助言(アドバイス)を経営に取り入れる目的で、取締役6名のうち3名を様々な経験・スキルを有する独立社外取締役として選任しています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、本報告書の「II - 1 . 機関構成・組織運営等に係る事項」中の【独立役員関係】をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模に関する考え方】

取締役候補の指名に当たっては、各候補者の知識・経験・能力及び専門性、各機能と各事業部門をカバーできるバランスの確保、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視の観点から、総合的に検討し適材適所での選任をしています。取締役の構成としては、取締役の6名中、多様な専門性を有した社外取締役3名を選任し、継続していく方針です。また、取締役の選任に関する方針・手続につきましては、独立社外取締役を含む役員指名諮問委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しています。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任状況】

当社の事業報告及び株主総会参考書類において、毎年、各取締役・監査役の重要な兼職の状況を開示しています。また、各取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任している状況等に基づいて、独立社外取締役を含めた役員指名諮問委員会において、その数が合理的であるかどうかを審議・検討し、その数の合理的な範囲について取締役会にて審議することとしています。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、社外を含む取締役全員に対して取締役会の実効性についてアンケートを実施しています。そのアンケート結果に基づいて取締役会の実効性の分析・評価を行い、取締役会でその内容を審議・検討した結果の概要を開示しています。当社ウェブサイトの「当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について」(http://www.akebono-brake.com/docs/pdf/board_evaluation.pdf)に記載していますので、ご参照ください。また、取締役会の実効性の評価に基づき、必要に応じて改善を図っていきます。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、新任の取締役・執行役員に対しては社外セミナーの受講を義務付けています。また、その後も必要な社内外のセミナーや講演会への参加を促すなどし、取締役及び執行役員の業務を行うに当たって必要な基本知識を学ぶための機会を提供しています。社内監査役は、日本監査役協会に会員登録し、同協会の研修会等によりトレーニングを受け、また社外監査役に対しては、部門担当役員等との意見交換会、あるいは製造拠点視察などにより情報提供に努めています。また、取締役・監査役による経営監督・監査機能が十分に発揮されるよう、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供し、社外取締役に対しても、取締役会での審議の充実を図るため、取締役会資料の事前配布・説明、関連情報の提供などを行っています。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主・投資家の皆様からの当社取締役等との直接的な対話の申込みに際して、合理的な範囲内で積極的に対応することとしています。株主・投資家の皆様との対話促進のために、代表取締役を最高責任者とし、最高財務責任者(CFO)をはじめとする当社取締役、執行役員及びIR担当部署が対応することとし、取締役会は、株主・投資家の皆様との対話が適切に行われるよう、その運用状況を監督することとしています。なお、当社は、「株主・投資家の皆様との建設的な対話に向けての方針」を策定し、当社ウェブサイト(http://www.akebono-brake.com/ir/governance/ir_engagement.html)に掲載していますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
トヨタ自動車株式会社	15,495,175	11.39
ROBERT BOSCH L.L.C.	12,597,000	9.26
いすゞ自動車株式会社	12,111,104	8.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,151,700	3.78
DEUTSCHE BANK AG FRANKFURT - DOMESTIC CUSTODY SERVICES	3,900,000	2.86
アイシン精機株式会社	3,133,700	2.30
曙ブレーキ誠和魂従業員持株会	2,381,513	1.75
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	2,000,000	1.47
KYB株式会社	2,000,000	1.47
セコム株式会社	2,000,000	1.47

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 [更新](#)

- (1) 上記大株主の状況は、2017年3月31日現在の状況を記載しています。
(2) 当社は、自己株式を2,784,786株を保有していますが、上記大株主からは除外しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
伊藤邦雄	学者													
鶴島琢夫	他の会社の出身者													
岡崎健	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤邦雄		同氏は、「当社の取引先の業務執行者」、「社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者」及び「当社が寄付を行っている先の業務執行者」のいずれにも該当しません。	大学教授(会計学・経営学)としての長年の経験及び企業の社外役員としての経験を通じて培われた会社経営に関する幅広い知識と豊富な経験を有しているために選任しています。また、同氏と当社の間には、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると考えたため、当社の独立役員として指定しています。

鶴島琢夫	同氏は、株式会社東京証券取引所の業務執行者でした。当社は株式会社東京証券取引所に上場し、上場手数料に関する取引がありますが、その取引額は、当社の「社外役員の独立性に関する基準」における基準を下回っており、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	他社の代表取締役社長を歴任されており、培ってきた豊富な経営経験と知見などを経営に反映していただくために選任しています。また、同氏と当社の間には、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
岡崎健	同氏から、当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けていますが、その取引額は、当社の「社外役員の独立性に関する基準」を下回っており、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	大学教授、工学博士としての豊富な技術面での専門知識を有しており、幅広い見地から有益なアドバイスをいただくために選任しています。また、同氏と当社の間には、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると考えたため、当社の独立役員として指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、独立社外取締役を含めた役員報酬諮問委員会における取締役の報酬に関する基本事項についての検討をふまえ、取締役の報酬等の決定に関する方針を定めています。これに基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っています。また、執行役員の報酬につきましても、取締役と同様、同委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しています。社外を含む取締役・監査役及び執行役員の候補の指名に当たっては、独立社外取締役を含めた役員指名諮問委員会を設置し、同委員会にて検討のうえ、取締役会にて審議しています。最高経営責任者等の後継候補の選定・育成計画につきましては、同委員会の関与・助言を受けて、取締役会にて審議します。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び監査役会は、会計監査人から監査内容について、適宜、説明を受けるとともに、必要に応じて会計監査人の監査に立ち会うなど連携を行っています。また、監査体制、監査計画、監査実施状況について、会計監査人と定期的にミーティングを実施しています。監査役と内部監査担当部署は、それぞれの監査の実効性を高めるため、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、監査報告書の相互配布、及び合同監査などの連携を行っています。また、内部監査担当部署と会計監査人は、財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画と結果について、定期的及び必要に応じて随時ミーティングを実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
遠藤今朝夫	公認会計士													
淡輪敬三	他の会社の出身者													
片山智裕	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
遠藤今朝夫		同氏は、当社が2015年11月に公表した不適切会計の件に関する調査委員会副委員長を務め、当社との間に取引が発生しましたが、その取引額は、当社の「社外役員の独立性に関する基準」を下回っており、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	公認会計士として幅広い経験と見識を有しているために選任しています。 また、同氏と当社の間には、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
淡輪敬三		同氏は、タワーズワトソン株式会社の業務執行者でした。当社は、タワーズワトソン株式会社と取引がありますが、取引の規模が軽微であることに照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	経営・組織・人事に関するコンサルタント及び会社経営者として幅広い経験と見識を有しているために選任しています。 また、同氏と当社の間には、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると考えたため、当社の独立役員として指定しています。
片山智裕		同氏は、本間合同法律事務所のパートナー弁護士でした。当社は、本間合同法律事務所にも所属する弁護士と取引がありますが、取引の規模が軽微であることに照らして、同氏の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しています。	弁護士及び公認会計士として幅広い経験と見識を有しているために選任しています。 また、同氏と当社の間には、当社の意思決定に対して影響を与える利害関係はなく、中立・公正な立場を保持していると考えたため、当社の独立役員として指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	6名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届出を行っています。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社の社外役員の独立性に関する基準を以下の通り定め、当社の独立役員は以下のいずれにも該当しないこととする。

1. 現在及び過去において当社グループの業務執行者(注1)である者
2. 当社の主要株主(注2)
3. 当社グループを主要な取引先とする者(注3)、又はその者が会社である場合はその業務執行者(注1)
4. 当社グループの主要な取引先である者(注4)、又はその者が会社である場合はその業務執行者(注1)
5. 当社グループの会計監査人である公認会計士(若しくは税理士)又は監査法人(若しくは税理士法人)の従業員である者
6. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注5)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。)
7. 当社グループから多額の寄付(注6)を受けている者又はその業務執行者(注1)
8. 上記2. から7. までのいずれかに該当する者のうち重要な者(注7)の近親者(注8)
9. 過去3年間に於いて、上記2. から8. のいずれかに該当していた者
10. その他、独立役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

但し、上記1.～9.に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立役員としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立役員とすることができる。

以上

(注1)業務執行者とは、会社法施行規則第2条3項第6号に規定する業務執行者をいい、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員(当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者、その他これに相当する者)、会社以外の法人・団体の業務を執行する者及び会社を含む法人・団体の使用人(従業員等)をいう。

(注2)主要株主とは、当社の議決権の10%以上を保有している株主若しくはその業務執行者をいう。

(注3)当社グループを主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が当該取引先の連結売上高の2%を超える者をいう。

(注4)当社グループの主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が当社グループの連結売上高の2%を超える者をいう。

(注5)多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、個人の場合は直近事業年度につき1,000万円を超える場合、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%を超える場合をいう。

(注6)多額の寄付とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超えることをいう。

(注7)重要な者とは、上記2.3.4.7.の業務執行者においては各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、上記5.6.の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士をいう。

(注8)近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は、金銭で支給される短期業績連動報酬並びに権利行使期間3年間の中期新株予約権及び退任時にのみ権利行使可能な長期新株予約権で構成しています。

業績連動報酬として支給する金額は基本報酬(固定枠)の限度額の0～100%の範囲内で決定し、配分は短期業績連動報酬を40%、中期新株予約権を20%、長期新株予約権を40%とします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

当社の株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めること、中長期的視点に立ち経営の健全性と株主価値の一層の増大を図ることを目的として社内取締役及び取締役を兼務しない執行役員にストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

会社法、金融商品取引法、企業内容の開示に関する内閣府令等、関係法令の定めに従って、開示を行うことを基本とし、事業報告では取締役の報酬等の総額及び種類別の総額を開示し、有価証券報告書においては、事業報告での開示内容に加え、報酬総額が1億円以上の者について個別開示を行っています。

有価証券報告書・事業報告は、当社ウェブサイトに掲載しています。

[取締役の報酬] 取締役の人数: 9名

1. 報酬総額: 184百万円

2. 固定報酬(金銭): 184百万円(限度額: 300百万円)

3. 業績連動報酬総額: -百万円

1) 短期業績連動報酬(金銭): -百万円(限度額: 120百万円)

2) 中期業績連動報酬(新株予約権): -百万円(限度額: 60百万円)

3) 長期業績連動報酬(新株予約権): -百万円(限度額: 120百万円)

なお社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

* 上記の取締役の人数は、平成28年6月17日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。

[報酬が1億円以上の者の有無]

前事業年度における取締役報酬の総額が1億円以上の該当者はいません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

[取締役の報酬等の決定に関する方針]

当社では役員報酬決定の基本方針を下記のように定めています。

1. 優秀人材の確保と啓発
2. 企業業績と企業価値の持続的な向上の動機づけ
3. 公正かつ合理性の高い水準

取締役の報酬は、客観性かつ公平性の高い報酬制度とするため、役員報酬諮問委員会を設置して、同委員会での役員報酬に関する基本事項についての審議に基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っています。

社外取締役を除く取締役の報酬体系は、固定報酬と業績連動報酬から構成され、固定報酬は取締役としての責務に対する基本的な報酬で役位ごとに決定されますが、その総額は株主総会において承認されています。

業績連動報酬は前年度の会社業績及び個人業績に応じて決定します。業績連動報酬の最高額は固定報酬の100%とし、その内訳は短期業績連動報酬を40%(金銭)、中期業績連動報酬を20%(新株予約権)、長期業績連動報酬を40%(新株予約権)としています。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役とも他の取締役・監査役と同様に、電子媒体等を活用して又は直接関係文書・資料の交付を受けることにより、取締役会前などに提供される関係文書・資料を閲覧でき、必要に応じて取締役又は従業員に追加の説明・報告を求めることができるようにしています。さらに、社外取締役への情報伝達のため、取締役会前などに担当者が適時、資料の事前配布や内容の説明をしています。監査役会には専任スタッフを置き、社外監査役も含めた監査役の監査補助その他のスタッフ業務を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行の責任と権限の明確化と経営の効率化のために、2000年4月から執行役員制度を導入しています。取締役会は月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。重要な経営課題について、十分な審議を経て迅速で的確な判断を下すため、経営会議、執行役員会などの重要会議体を設定しています。社内重要会議体の運営に関しては社内規定を定めています。また、取締役会の機能を補完し、経営の透明性・健全性の強化のため、任意の機関である役員指名諮問委員会及び役員報酬諮問委員会を設置しています。

経営情報などは電子媒体を活用して情報を共有し、情報伝達の効率化を図っています。決定された業務の執行状況は、担当の取締役又は執行役員が取締役会、執行役員会などで適宜報告し、監査役や内部監査担当部署も定期的に監査します。

各社内重要会議体の事務局は議長が指名した部署(又は個人)が担当し、議案の通達、議事録の作成その他の事務処理を行います。

経営者の業務執行の適正を確保していくため、監査役・監査役会、会計監査人、内部監査担当部署の三様監査体制を整えています。監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会などの重要会議に出席するとともに、取締役との意見交換会を持ち、当社グループの経営や業績に重大な影響を及ぼす事項などを遅滞なく検討し、迅速な対応に努めています。

取締役、監査役の報酬は社内規定に定め、報酬基準を明確にしています。また、取締役の報酬は、客観性かつ公平性の高い報酬制度とするため、役員報酬諮問委員会を設置して、同委員会での役員報酬に関する基本事項についての審議に基づき、株主総会において承認された総額の範囲内で、各人への配分を行っています。

取締役の報酬には、業績連動報酬が含まれ、社内規定に定められた水準に則って、会社業績と個人業績を勘案した報酬制度をとっています。監査役の報酬はその総額を株主総会で定め、各人への配分は監査役の協議で決定します。

監査役、会計監査人である有限責任監査法人トーマツ、及び内部監査担当部署は、年間計画、定期的なミーティング、監査報告などを通じて情報の交換を行い、相互の連携を強めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社であり、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

取締役会では経営課題を中心とする議案について毎回活発な議論が行われています。また、取締役6名のうち3名の社外取締役は、様々な経験・スキルを有する社外取締役とすることで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、経営の監視機能を強化しています。

監査役は取締役の職務執行に対する監査を厳正に行っています。常勤監査役の2名は、元経理部長と元法務知的財産部長・開発出身者で当社の業務に精通している上、残りの3名は公認会計士や弁護士等を経験した独立性の高い社外監査役とすることで、専門的な見地からより独立した立場での監査を確保し、監査機能の強化を図っています。

以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様に必要な時間をかけて議案をご検討いただけるよう法定期日よりも早期に招集通知を発送するよう努めています。2017年6月16日開催の第116回定時株主総会に関しましては、5月31日に招集通知を発送いたしました。また、早期情報開示の観点から、発送日前の5月26日に招集通知を当社ウェブサイトに掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会により多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、例年、集中日より早い日時に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、株主の皆様の利便性の向上を目的として、インターネット等による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2010年6月総会より、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英語版の招集通知等を作成し、当社ウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォーム等へ掲載するなど、株主の皆様にとっての利便性の向上に努めています。
その他	<p>当社は、株主総会の活性化、議決権行使の円滑化のため、次の施策を実施しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業報告や計算書類の内容などをスライドを用いて十分ご理解いただけるよう努めています。 2. 国内機関投資家との総会議案に関する事前の個別ミーティングを実施しています。 3. 株主総会終了後に、株主懇談会を開催し、当社経営陣が株主の皆様からのご質問を直接賜る場としています。 <p>株主総会における議決権行使結果に関する臨時報告書については、当社ウェブサイトでも日本語版だけでなく英語版も掲載しています。</p>

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトの株主・投資家情報ページに、日本語・英語で公表しています。 日本語: http://www.akebono-brake.com/ir/management/disclosure.html 英語: http://www.akebono-brake.com/english/ir/management/disclosure.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催しているほか、スモールミーティングなども積極的に開催しています。 なお、決算説明会資料はもちろんのこと、決算説明会の説明要旨や質疑応答(概要)のテキスト資料についても日本語版のみならず、英語版でも作成し、当社ウェブサイトに掲載するなど、情報の公平開示に努めています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家向けに、決算説明会資料および説明会での説明要旨や質疑応答(概要)などのテキスト資料の英語版を作成し、当社ウェブサイトに掲載し、情報の公平開示に努めるとともに、海外機関投資家からの取材依頼への対応やカンファレンスコールなどを活用したタイムリーな情報開示に努めています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトの「株主・投資家の皆様へ」(http://www.akebono-brake.com/ir/index.html)では、決算短信や決算説明会などの適時開示資料をはじめ、有価証券報告書、株主総会関連資料など、当社IR関連情報を、「経営方針」、「コーポレート・ガバナンス」、「財務・業績」、「IR資料室」、「株式情報」などの項目に分け、かつ日本語版、英語版で掲載しています。	

IRに関する部署(担当者)の設置

企画・管理を管掌する代表取締役副社長に直属する組織として、広報・IR室を設置しています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「akebonoグローバル行動規範」に、顧客、取引先、株主、地域社会の方々などを含む幅広い社会との健全で良好な関係維持に努める旨を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内全生産拠点、本社および開発拠点においてISO14001認証を取得しました。より環境負荷物質の少ない原材料を選定するよう取り組んでいます。また、リサイクル、産業廃棄物埋め立てゼロの順次達成や廃熱利用併用の発電設備の導入など、環境保全活動に取り組んでいます。 事業・CSR活動報告書(AKEBONO REPORT)を発行し、同時に当社ウェブサイトへの掲載も行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性を高め、説明責任を果たすために、当社ウェブサイトやIR活動等を通じた適時・適切な情報発信を積極的に行うことを基本方針としています。
その他	当社のブレーキ製造技術の伝承と安全意識の再認識をする場としてAi-Museum(ブレーキ博物館)を開設し、一般に公開しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、内部統制は、リスク管理、法令等の遵守、業務の効率化、適正な財務報告等の目的を達成するために当社及びグループ企業の役員及び従業員の行動を方向づけ、推進する仕組みであり、企業経営がリスクを伴うものである以上、経営管理上不可欠なものと認識しています。

内部統制システムは、企業価値・株主価値の維持・向上と不正の防止を目指すものであり、内部統制システムを構築して、継続的にシステムを見直しながらその機能を高めていくことは、当社グループの目標・方針を実現して、永続的成長を実現するために絶対不可欠なものであり、経営の根幹と考えています。

当社は、会社法に従い、2006年5月8日の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議いたしました（最終改定は2015年4月16日）。

この決議は、当社及びグループの企業規模、事業の特性、経営上のリスクの状況等に即して、リスク管理、コンプライアンス等同法が要求する「業務の適正を確保する体制」の整備についての基本方針を謳ったものでありますが、この基本方針に従い、当社及びグループ企業の内部統制システムの構築・運用をしていくこと、また、取締役会決議後の環境の変化や、実践・運用の状況を踏まえて必要に応じて見直し・改善していくことが取締役等の経営陣の重大な責務と考えています。また、一方で、内部統制システムは当社グループ組織全般に関わるものであり、組織構成員全員が参加すべきシステムと考えています。

内部統制システムは、構築することが目的でなく、有効に機能することが最も重要と考えます。内部統制システムに従って業務が実施されているか、また、構築されているシステムが経営環境や経営戦略・事業内容等の変化に対応しうるか等といった観点から、定期的に点検・監視をする必要がありますので、監査役及び内部監査担当部署の監査機能の活用により、定期的に内部統制システムの点検・監査・検証を実施していきます。

2. 整備状況

1) コンプライアンス体制

当社及び当社グループ企業のコンプライアンスの考え方は、当社の理念、代表取締役社長からのメッセージ、akebonoグローバル行動規範及びakebonoグローバル行動基準等からなる「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」を基本とします。コンプライアンス活動を推進していくため、代表取締役社長の指示のもと、コンプライアンス委員会を設置し、ひとりひとりがコンプライアンスの考え方に則った行動をとるように、役員及び従業員の教育を行い、コンプライアンス体制を整備しています。

コンプライアンスの活動状況については、コンプライアンス委員会から適宜、取締役・監査役に報告し、また、内部監査担当部署からも当社各部門及び当社グループ企業のそれぞれにおける実施状況を取締役・監査役に定期的に報告します。また、問題の未然防止、早期発見と早期解決のために社内・社外に相談窓口を設け、派遣社員も含めた当社及び当社グループ企業の従業員全員からの相談を受け付けています。社内相談窓口は、当社及び当社グループ企業の主な拠点に相談窓口担当者をおき、従業員はどの相談窓口担当者にも相談できます。社外相談窓口は専門機関に委託し、ホットラインを設置しました。相談窓口で受け付けた相談内容の事実確認はコンプライアンス委員会を中心となって行い、調査の結果、問題が発覚した場合には、同委員会を中心となって是正措置を講じて、再発防止を図ります。相談窓口は匿名の相談も受け付けます。当社及び当社グループ企業は、相談者からの相談内容及び個人情報を守り、相談者に対して、不利益な取扱いを行いません。コンプライアンス体制の整備状況については、従業員の意識調査を行って検証しています。

2) コンプライアンス体制強化のために取り組んでいる事項

(i) 各国競争法への対応

当社及び当社グループ企業は各国競争法による規制、とりわけカルテル規制を遵守するため、社内研修を実施して、競争法による禁止行為を明示し、競合他社又は事業者団体との接触、情報保存、文書作成のルールを明確にしています。当社及び当社グループ企業の営業部門及び法務担当部署は相互に連携して、違反を疑われる行為がないかを確認するものとし、万が一当社及び当社グループ企業や取引先による違反行為が発覚した場合には、コンプライアンス委員会に報告し、取締当局と協力して被害の拡大を防止することに努めることとしています。

(ii) 財務報告に係る内部統制

財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するため、金融商品取引法及びその他の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制を整備し、運用しています。

3) 情報管理体制

取締役の職務の執行に関しては、文書管理規定に従い、取締役の職務の執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録・保存し、管理しています。文書管理規定には、文書等の管理責任者、保存すべき文書等の範囲、保存期間、保存場所、その他の文書等の保存及び管理の体制について定めています。取締役及び監査役は、文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしています。

4) リスク管理体制

現在、当社及び当社グループ企業の各部門で管理しているリスクを統合して、リスク管理体制を構築するため、当社及び当社グループ企業のリスク管理の推進組織として、代表取締役社長を委員長とし、各年度の全社的な重点リスクの所管部署の責任者及び委員長が選んだメンバーによるリスク管理委員会を設置しています。

リスク管理委員会は、取締役会で承認されたリスク管理に関する目標・計画の策定とその実施、リスク管理に関する社内規定の策定、リスク管理実施状況・有効性の評価、及びリスク管理システムに関する是正・改善対策の策定及び実施等を行います。また、同委員会は、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備していきます。

当社の事業及び業績に重大な影響を与えると考えられるリスクにつきましては、毎年影響度の評価を行い、全社的な重点リスクを選定して、的確な対処策・目標・達成スケジュールを策定し、発生の可能性を低減させるための活動を実施します。

当社及び当社グループの各部門の責任者は、当社及び当社グループ企業の全社的な重点リスク以外に各部門・各グループ企業で取り組むべき重点リスクを選定して、的確な対処策・目標・達成スケジュールを策定し、発生の可能性又はその被害を低減させるための活動を実施します。

また、地震やその他の災害などの危機が発生した場合に、被害（影響、損失）を最小限とするため、対応マニュアルを作成・配布するとともに訓練と周知教育を実施し、万一の有事に備えています。

5) 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務執行の効率性確保のための体制

当社及び当社グループ企業は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を立案して、その目標達成に向けた具体的な計画を立案・実行していきます。

当社は経営と執行を分離する執行役員制度を2000年4月から導入しています。取締役会は月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。また、経営問題を討議する取締役・執行役員で構成された重要会議体を複数設定し、その会議体の審議を経てから取締役会での承認決定を行います。さらに、電子媒体を活用して経営情報等を事前に共有し、情報伝達の効率化を図っています。決定された業務の執行状況は、担当の取締役又は執行役員が取締役会、執行役員会などにおいて適宜報告し、また、監査役や内部監査担当部署も定期的に監査します。

6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社は、当社グループ企業のそれぞれから当社に対し、営業成績、財務状況その他の経営の重要事項に関する報告を行う体制を整備していきま

す。
当社取締役及び当社グループ企業のそれぞれの責任者は、当社及び当社グループ企業の各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有するものとし、当社の監査役及び内部監査担当部署は、海外も含めた当社グループ企業の定期的な監査を実施し、監査結果を当社の取締役会・担当部署に報告し、業務の適正を確保していきます。

また、当社グループ企業のそれぞれの監査役は、会計監査権限のみならず、業務監査権限も有するものとします。

7) 監査役の監査環境の整備に関する事項

監査役を補助するため、監査役室を設置し、専任のスタッフを配置しています。

監査役室スタッフの取締役からの独立性及び監査役室スタッフに対する監査役の指示の実効性を確保するため、監査役室スタッフは、監査役の指揮命令の下で職務を遂行しています。また、監査役室スタッフの人事、評価、懲戒処分を行う際には監査役会との協議を要するものとしています。

取締役及び従業員は、監査役に対して、当社及び当社グループ企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、重大な法令・定款違反行為その他これらに準ずる事実並びにそのおそれのある事実を知った場合には、適切な方法により、遅滞なく報告することになっています。また、当社及び当社グループ企業は、上記の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、執行役員会等の重要会議に出席しています。監査役全員が、これらの会議に先立ち電子媒体を活用して事前に提供される関係文書・資料を閲覧し、また、必要に応じて取締役又は従業員に追加の説明・報告を求めることが出来ます。

当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、原則として速やかに当該費用又は債務を処理することとします。

監査役会は、会計監査人から会計監査内容について、また、内部監査担当部署からも業務監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っています。また、監査役会は、当社経営陣との定期的な意見交換会を開催しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ企業は社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力には毅然として対応し、常に正義感を持った良識ある行動に努めることを「グローバル・コンプライアンス・マニュアル」に明記し、役員及び従業員に周知徹底します。

反社会的勢力の排除に向けた対応については、特殊暴力防止対策連合会に加入して情報収集をしています。体制につきましては、総務担当部署を中心として警察や弁護士等と連携しながら、社内体制を整備し、具体的な対応の指針を設定しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 **更新**

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大量の株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1929年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

また、突然の大量の株式買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当なものかどうかを株主の皆様が短期間の内適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社に与える影響や、買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料になると考えます。

そこで、当社としましては、大量の買付行為を行う買付者において、株主の皆様判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、一定の評価期間の経過を待つべきであると考えております。

また、かかる合理的なルールに違反する買付行為に対して、当社取締役会が当該ルールに従って適切と考える方策をとることは、当社株主共同の利益を守るために必要であると考えています。

もっとも、当社は、大量の買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えていますので、当該買付行為への対応策の導入・継続・廃止や当該対応策に基づく具体的な対抗措置の発動の是非については、基本的には当社株主総会における株主の皆様のご意向を直接確認することが望ましいと考えています。

2. 導入の目的

当社の買収防衛策は、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を当社株主の皆様へ提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保し、最終的には大量買付行為の提案を受けた時点における株主の皆様により対抗措置の発動の是非を直接的に判断していただくことを目的としています。

3. 買収防衛策の概要

当社は本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、「大量買付ルール」と大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます）を設定いたしました。

大量買付ルールは、大量買付行為が行われる場合に、(i)大量買付者に対し、事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii)当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii)取締役会が株主の皆様へ当社経営陣の計画、代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行ない、(iv)当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大量買付者には、上記(i)から(iv)の手続きが完了するまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大量買付者の名称、住所など及び提案する大量買付行為の概要を明示した「意向表明書」をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。当社取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大量買付者から提供いただくべき本必要情報のリストを当該大量買付者に交付します。

次に、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後の一定期間（60日～90日間）を取締役会による評価などのための期間（取締役会評価期間）として設定し、意見を慎重にとりまとめ、公表します。必要に応じて、大量買付者と条件改善について交渉したりすることもあります。

当社取締役会は、大量買付者において大量買付ルールが遵守されている場合、原則として、取締役会評価期間満了後に定められた要領に従って株主総会（株主意思確認総会）を開催し対抗措置を発動すべきか否かを決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置の発動を承認する決議がなされない限り、大量買付行為に対する対抗措置をとりません。

大量買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、法令や定款が認める対抗措置をとる場合があります。

当社の買収防衛策は、2007年6月21日の株主総会において承認可決されたことにより有効期間1年として導入され、その後、毎年当社定時株主総会においても、継続することが承認可決されてきました。

2016年6月17日開催の定時株主総会で承認可決された買収防衛策が2017年6月に開催される定時株主総会終結の時をもって終了することを受け、本プランの継続を2017年5月11日の当社取締役会において決定しました（詳細は当社ウェブサイトに掲載しています）。ただし、本プランの継続は当社株主の皆様承認を条件としています。なお、本プランの継続については、社外監査役3名を含む監査役5名全員が、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、その継続に賛成する旨を表明しています。

その後、本プランの継続は、2017年6月16日開催の当社定時株主総会において承認可決されました。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 **更新**

【適時開示体制の概要】

当社は「akebonoグローバル行動規範」及び「akebonoグローバル行動基準」において、ステークホルダーに対し、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を積極的かつ公正に開示することを指針としています。

これに基づき、当社は、適時開示に関する業務を行う部署は、開示義務が生じる可能性のある当社及び子会社の情報を定期的に収集し、収集した情報について、東京証券取引所が定める諸規則や金融商品取引法・会社法をはじめとする関係諸法令、諸規則、ガイドライン等に基づき開示判断を行っています。また、これらの部署は互いに連絡を取り合い協力し、かつ、社内関連部署、社外アドバイザー等と連携することにより迅速で適切な開示を行うよう努めています。

当社の各部署及び子会社は、開示が必要とされる、あるいはその可能性がある事実が発生した場合には、直ちに適時開示に関する業務を行う部

署に連絡し、必要となる情報の提供を行います。

開示を行うに際しては、会社代表者への報告その他社内が必要とされる手続きを経て、遅滞なく東京証券取引所に開示を行います。

【女性の活躍の方針・取組み等について】

当社は、グローバル企業として、性別・国籍・雇用区分にとらわれず、実力や成果に応じた評価を行っています。

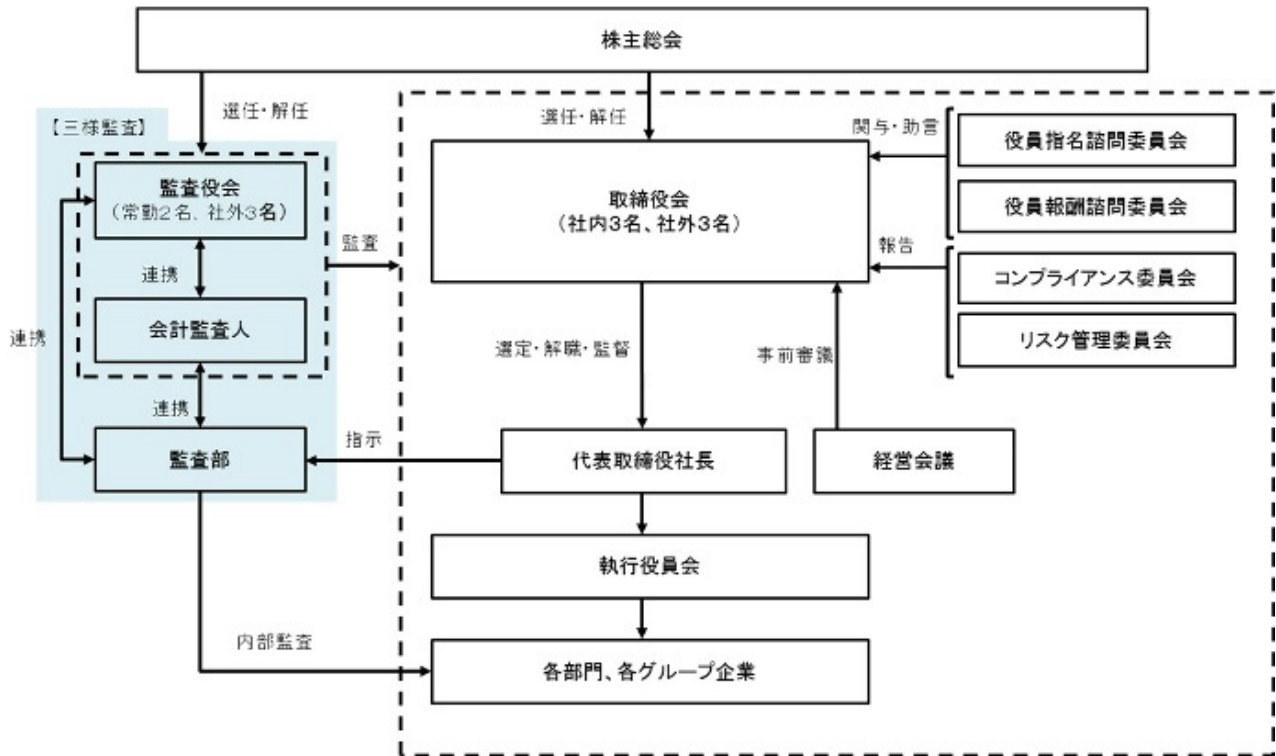
また、女性の活躍促進とともに、多様な人材が活躍できる環境を整え、従業員ひとりひとりが働きやすい会社を目指しており、働きながら育児・介護し易い環境づくりを目指して、法定基準を上回る休職制度や、短時間勤務制度の充実に積極的に取り組んでいます。

これらの取組みが評価され、2012年9月、厚生労働省が企業の「女性の能力を發揮させるための積極的な取組み」や「仕事と育児・介護との両立を支援する取組み」を表彰する「均等・両立推進企業表彰」ファミリー・フレンドリー企業部門 厚生労働大臣優良賞を受賞しました。

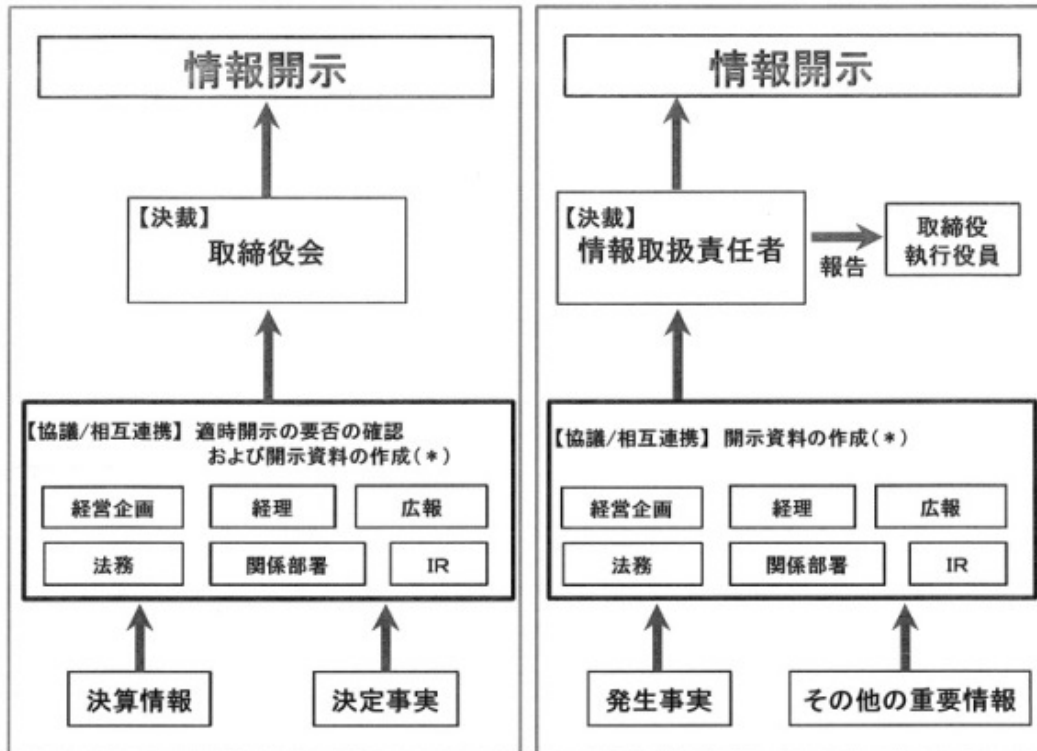
さらに、2016年4月に全面施行された女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況などが優良な事業者が受けられる「基準適合一般事業主」の認定(愛称:えるぼし認定)のうち、当社は最高段階の認定を受けました。

2016年10月には埼玉労働局より「次世代育成支援対策推進法」に基づく「子育てサポート企業」として認定を受け、次世代育成支援認定マークである「くるみん」マークを取得しました。「くるみん」マークは、2007年、2013年にも認定を受けており、今回で3回目の取得となります。

今後も継続的に「女性活躍推進活動」「仕事と子育ての両立支援」や「地域社会への貢献」に取り組む、社員一人ひとりが活躍できる環境づくりを推進していきます。



適時開示体制の概要



(*) 開示資料の作成に際しては、必要に応じて外部専門家の助言を受けることとしております。

決算情報： 会社の決算や業績予想、配当予想等に関わる事項

決定事実： 新株発行、合併・会社分割・株式交換等の、会社の意思決定事項

発生事実： 災害、株主の異動、事故等、会社の意思に関わりなくその会社に発生した事項

その他の重要事実： 上記以外の、投資家の投資判断に影響を及ぼしうる事項